

答 申 第 1 8 号
平成20年6月26日

加古川市長 樽 本 庄 一 様

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 内 芝 義 祐

加古川市個人情報保護条例第41条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成19年12月10日付け加生福第129号による保有個人情報分開示決定に
対する異議申立て事案の諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

1 審査会の結論

「福祉事務所が保有する異議申立人（以下「申立人」という。）世帯に関する生活保護関係の書類一切」（以下「本件公文書」という。）のうち、「患者病状調査票」の主治医の印影及び医療機関の印影、「生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）」「郵便貯金及び簡易保険等の調査依頼について（回答）」「生活保護法29条に基づく調査について（回答）」「調査結果について（回答）」「（生命保険会社等からの）回答」の金融機関等の契約や銀行取引に使用されると認められる印影を除く金融機関等の印影については開示が相当であるが、その余の部分を開示とした決定は妥当である。

2 諮問までの経過

(1) 申立人は、平成19年8月1日付けで、加古川市個人情報保護条例（平成10年加古川市条例第28号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、加古川市長（以下「実施機関」という。）に対し、本件保有個人情報の開示を請求した。

(2) 実施機関は、本件公文書について、別表のとおり特定し、条例第16条の規定により、次の不開示情報を除いた部分について開示の決定をなし、平成19年8月31日付け加生福第97号により申立人に通知した。

ア 条例第16条第2号に該当するとして不開示としたもの

(ア) 「戸籍等関係書類の発行について（依頼）」「改製原戸籍」「戸籍全部事項証明」「戸籍の附票全部証明」「住民票」「改製原戸籍の附票」「扶養援助依頼について（伺い）」「扶養届書」「送付封筒（返戻分）」「住民（世帯）画面」「住民（個人）画面」「市県民税個人課税台帳画面」「扶養義務関係」
「7. 扶養義務者の状況」「ケース記録」のうち、申立人以外の個人の本籍地、氏名、生年月日、戸籍筆頭者、戸籍届出事項、続柄、身分事項、配偶者区分、続柄、出生日、出生地、届出日、届出人、送付を受けた日、受理者、住所、住定日、氏名カナ、性別、住民となった日、前住所地、住所を

定めた年月日、印影、電話番号、精神的な支援の可否、支援の開始時期、具体的な支援の内容及び頻度、金銭的な援助の可否、職業、勤務先、平均月収額、資産の状況、負債の状況、健康保険等の加入状況、郵便番号、住所コード、世帯コード、地域名・コード、住民区分、住民コード、備考、異動年月日、住民日、住無日、児童手当開始月及び終了月、学校区、国民年金番号・取得日・喪失日、国民健康保険記番・取得日・喪失日、介護保険番号等、選挙投票区・転届日・登録日、収納キー番号、扶住民コード、課税年度、課税区分、徴収区分、申告等区分、所得区分・金額、控除区分・金額、扶養区分・控除区分・金額等、特別徴収月割額・合計額、普通徴収期割額・合計額、年税額、減免額、扶養番号、扶養控除の有無、援助の有無、援助の内容等

(イ) 「患者病状調査票」「生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)」「証認記録票」「調査結果について(回答)」「生命保険契約の照会に関し回答の件」「加古川市福祉事務所 御中(第一生命保険相互会社)」のうち、主治医の印影及び金融機関等担当者の氏名、印影

イ 条例第16条第3号に該当するとして不開示としたもの

「患者病状調査票」「生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)」「郵便貯金及び簡易保険等の調査依頼について(回答)」「生活保護法29条に基づく調査について(回答)」「調査結果について(回答)」「(生命保険会社等からの)回答」のうち、医療機関及び金融機関等の印影

ウ 条例第16条第8号に該当するとして不開示としたもの

「2.新規申請調査兼保護台帳」のうち、民生委員の意見

(3) 申立人は、条例第15条に保有個人情報の開示請求権、条例第16条に保有個人情報の開示義務、条例第27条に保有個人情報の訂正請求権、条例第35条に保有個人情報の利用停止請求権が規定されていることは、自己情報のコントロール権を保障したものであり、条例第16条の規定からも明らかなように自己の個人情報は開示されることが原則で、不開示とすることは例外的、限定的であり、開示決定にあたっては、このような権利保障がされていることを基本に判断する必要があることから、実施機関の部分開示決定には理由がなく、不開示情報は全て開示されるべきとして、平成19年11月

2日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定による異議申立てを行った。

- (4) 実施機関は、平成19年12月10日付けで、条例第41条第1項の規定により、当審査会に対し、本件異議申立てについて諮問した。

3 申立人の主張要旨

申立人は、主として以下の理由により、本件部分開示決定に対して異議を申し立てている。

- (1) 2(2)ア(ア)の申立人以外の個人の本籍地、氏名、生年月日、住所等ア「改製原戸籍」「戸籍全部事項証明」「戸籍の附票全部証明」「住民票」「改製原戸籍の附票」に記載されている申立人以外の個人の情報（以下「扶養義務者等の戸籍及び住民基本台帳情報」という。）について、実施機関は不開示理由として、「実施機関の戸籍調査の結果に基づくものであり、生活保護申請者（以下「申請者」という。）の申告とは必ずしも一致しない場合もあることから、申請者が認知していない扶養義務者等が存在することもある」と主張している。

しかし、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項では「何人でも、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。」と規定し、また、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第2項では「何人でも、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外であって当該市町村が備える住民基本台帳に記録されているものに係る住民票の写しで第7条第13号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第1号から第12号まで及び第14号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。」と規定し、さらに同法第20条第1項では「何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票の写し（第16条第2項の規程により磁気ディスクをもって戸籍の附票を調製している市町村にあっては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。第52条において同じ。）の交付を請求することができる。」と規定されている。このように、扶養義務者等の戸籍及び住民基本台帳情報は「開示請求者以外の個人に関する情報」ではある

が、公開することが原則とされている情報であり、条例第16条第2号アの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当し、不開示とすることは認められない。

また、「申請者が認知していない扶養義務者等が存在することもある」ことが、不開示になる理由の説明もなく、「存在することもある」というような仮定によって不開示とすることは許されない。

イ 「戸籍等関係書類の発行について(依頼)」「扶養援助依頼について(伺い)」「扶養届書」「送付封筒(返戻分)」「住民(世帯)画面」「住民(個人)画面」「市県民税個人課税台帳画面」「扶養義務関係」「7.扶養義務者の状況」「ケース記録」に記載されている扶養義務者等の氏名、住所等については、上記3(1)アの扶養義務者等の戸籍及び住民基本台帳情報を転記した情報であり、上記3(1)アと同様の理由で不開示とすることは認められない。

また、「扶養援助依頼について(伺い)」「扶養届書」「送付封筒(返戻分)」に記載された情報は、申立人が保護申請時に実施機関に対して提出した「扶養義務者申告書」等に基づくものであり、援助依頼をした宛先及び回答者名を不開示とする合理的理由はなく、とりわけ、誰に扶養照会を行ったのかさえも知らされないのは、申立人の同意なく申立人の個人情報を提供していることと同様であり許されない。

さらに、「扶養届書」についても、親族相互間の関係である扶養義務という性格上、扶養の可否とか、その程度など、開示可能な部分が多いと思われる。

(2) 2(2)ア(イ)の主治医の印影及び金融機関等担当者の氏名、印影

「患者病状調査票」「生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)」「証認記録票」「調査結果について(回答)」「生命保険契約の照会に関し回答の件」「加古川市福祉事務所 御中(第一生命保険相互会社)」に記載又は押捺されている主治医の印影及び金融機関等担当者の氏名、印影について、実施機関は不開示理由として、回答書に押捺された担当社員・担当職員の印影が「特定の個人を識別できる情報であるため」条例第16条第2号に該当すると主張している。

しかし、回答書に押捺された印影は、名字だけのいわゆる三文判と考えられ、「特定の個人を識別することができるもの」とは到底考えられず、また、回答

書の担当欄には、名字だけが記載されたものであり、同様に「特定の個人を識別することができるもの」とは到底考えられない。さらに、このような印影や名字が明らかになったとしても、個人の権利利益を害することは全く考えられないので、条例第16条第2号には該当しない。

(3) 2 (2) イの医療機関及び金融機関等の印影

ア 「患者病状調査票」「生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)」「郵便貯金及び簡易保険等の調査依頼について(回答)」「生活保護法29条に基づく調査について(回答)」「調査結果について(回答)」「(生命保険会社等からの)回答」に押捺されている医療機関及び金融機関等の印影について、実施機関は不開示理由として、「当該法人の内部管理及び事業活動上の情報であり、これらの情報を開示することにより、当該法人の事業運営上の地位に不利益を与えるおそれがあるため」条例第16条第3号に該当すると主張している。

しかし、実施機関が主張する「当該法人の事業運営上の地位に不利益を与えるおそれ」とは、個人情報保護の重要性等を鑑みれば、高い蓋然性が求められ、抽象的な「おそれ」だけでは足りないと思すべきである。

イ 実施機関は「当該法人自らが不特定多数のものに広く知れ渡ることを容認しているとは考えられ」ないとしている。

しかし、医療機関が本件のような「患者病状調査票」に使用する印影は、当該医療機関が対外的に発行する文書に広く使用しているものと考えられ、印影が開示されたからといって、当該法人の事業運営上の地位に不利益を与えるおそれは存在しない。

ウ 法人の印影が開示とされるには、法的保護に値する蓋然性が求められ、印影全てに「当該法人の事業運営上の地位に不利益を与えるおそれ」があるわけではない。

当該印影が銀行取引に使用されるものであれば「当該法人の事業運営上の地位に不利益を与えるおそれ」があるとして不開示となることもありえるが、銀行取引など内部限りにおいて管理し、使用している印章を本件のような文書に使用していることはないと考えられ、「当該法人の事業運営上の地位に不利益を与えるおそれ」を認めることはできないので、条例第16条第3号に

は該当しない。

(4) 2 (2) ウの民生委員の意見

ア 「2. 新規申請調査兼保護台帳」に記載されている民生委員の意見について、実施機関は不開示理由として、「新規申請調査事務の性質上、将来の当該事務の適正かつ円滑な執行に障害を及ぼすおそれがある情報であるため」条例第16条第8号に該当すると主張している。

しかし、民生委員の意見が明らかになったとしても、将来の当該事務の適正かつ円滑な執行に障害を及ぼすおそれはなく、そのような障害を及ぼすおそれがあるという場合、一般におそれがあるというだけでは足りず、高い蓋然性が求められ、その根拠を具体的、客観的に明らかにする必要がある。

イ 実施機関は「生活保護支給決定前」であることを理由に、まだ援助が開始されていないとして、全国民生委員児童委員連合会（以下「連合会」という。）の「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点（2006年6月15日発行）」で示されている「本人への説明」や「本人同意」などの取り扱いは適用されないとしているが、これは当該連合会の考え方を全く理解していないものであり、援助が開始されていないのであれば、民生委員が意見書を書くこと自体もなく、また、意見書を書くということ自体が「援助」そのものであり、民生委員が収集した情報を第三者（実施機関も第三者）に提供する場合は、本人の同意が必要であり、生活保護支給開始前に民生委員が申請者の情報を本人の同意もなく、しかも明らかにできない内容を実施機関に提供することなどありえない。

ウ 通常、民生委員の業務内容からは、民生委員が抱いた印象や評価を記載するとは考えられないが、仮にそのようなことが記載されるとしても、民生委員の専門的な知見に基づく印象や評価が記載されるものであると考えられ、そのような印象や評価が的確な表現で記載されているはずであり、そのような部分を開示されたからといって、特別の事情がない限り、将来の当該事務の適正かつ円滑な執行に障害を及ぼすおそれは考えられない。

(5) 個人情報の収集の制限

「住民（世帯）画面」「住民（個人）画面」「市県民税個人課税台帳画面」に記載されている申立人以外の個人の児童手当、国民年金、国民健康保険、介護

保険、税情報等については、本人の同意若しくは法令の根拠等もなく収集したものであり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条の「保護の決定又は実施のために必要がある」情報とは到底考えられず、条例第6条違反である。実施機関は条例第7条第1項第1号から第5号の規定に基づく場合のみ利用又は提供することが可能であり、平成11年3月31日付けの加古川市情報公開・個人情報保護審査会の答申により、利用又は提供を受けていることを主張しているが、どの項目にどのように該当するかを全く明らかにしていない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、大要以下のとおりである。

- (1) 2(2)ア(ア)の申立人以外の個人の本籍地、氏名、生年月日、住所等
ア 生活保護における扶養義務者等に関する個人情報については、申請者からの「扶養義務者申告書」のみに基づくものではなく、実施機関の戸籍調査の結果に基づくものであり、申請者の申告とは必ずしも一致しない場合もあることから、申請者が認知していない扶養義務者等が存在することもあり、また、そのような扶養義務者等は申請者に存在を知られたくないというケースもある。
- イ 「改製原戸籍」「戸籍全部事項証明」「戸籍の附票全部証明」「住民票」「改製原戸籍の附票」に記載されている扶養義務者等の戸籍及び住民基本台帳情報については、戸籍法第10条第1項及び住民基本台帳法第12条第2項、同法第20条第1項において、何人でも交付の請求をすることができる規定しているが、戸籍法第10条第2項及び第3項、住民基本台帳法第12条第3項、同法第20条第2項等、当該法令の規定や運用等により、実質的に何人にも請求を認めているものではないことから、公にされている情報ではなく、条例第16条第2号アからウのいずれにも該当しないことから、条例第16条第2号に該当すると判断した。
- ウ 「戸籍等関係書類の発行について(依頼)」「扶養援助依頼について(伺い)」「扶養届書」「送付封筒(返戻分)」「住民(世帯)画面」「住民(個人)画面」「市県民税個人課税台帳画面」「扶養義務関係」「7.扶養義務者の状況」「ケース記録」に記載されている扶養義務者等の氏名、住所等の申立人以外の特

定の個人を識別できる情報については、上記4（1）ア及びイと同様の理由により、条例第16条第2号に該当すると判断し、また、扶養義務者等の申立人への支援の可否、扶養義務者等の収入や資産、負債状況等については、当該扶養義務者等の個人情報であり、これらの情報を開示することにより当該扶養義務者等のプライバシーや個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第16条第2号に該当すると判断した。

(2) 2（2）ア（イ）の主治医の印影及び金融機関等担当者の氏名、印影

「患者病状調査票」「生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）」「証認記録票」「調査結果について（回答）」「生命保険契約の照会に関し回答の件」「加古川市福祉事務所 御中（第一生命保険相互会社）」に記載されている金融機関等担当者の氏名、印影については、特定の金融機関の支店等で実施機関からの生活保護法第29条の規定に基づく調査に係る回答を担当する者は、ほとんど限定されると考えられることから、申立人以外の特定の個人を識別できる情報であり、また、主治医の印影については、個人の実印又は銀行印を使用している場合も想定されることから、申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められるため、条例第16条第2号に該当すると判断した。

(3) 2（2）イの医療機関及び金融機関等の印影

「患者病状調査票」「生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）」「郵便貯金及び簡易保険等の調査依頼について（回答）」「生活保護法29条に基づく調査について（回答）」「調査結果について（回答）」「（生命保険会社等からの）回答」に押捺されている医療機関及び金融機関等の印影については、実施機関からの生活保護法第29条の規定に基づく調査による回答書に押捺されたものであり、当該金融機関等自らが不特定多数のものに広く知れ渡ることを容認しているとは考えられず、これらの情報を開示することにより当該金融機関等の事業運営上の地位に不利益を与えるおそれがある情報と認められるため、条例第16条第3号に該当すると判断した。

(4) 2（2）ウの民生委員の意見

ア 「2.新規申請調査兼保護台帳」に記載されている民生委員の意見については、新規申請調査事務において、申請者の生活状態等を適切に把握している

民生委員の意見を聞くこととしており、これらの調査事務の性質上、開示することにより将来の生活保護支給決定事務の適正かつ円滑な執行に障害を及ぼすおそれがある情報と認められるため、条例第16条第8号に該当すると判断した。

イ 民生委員が収集した情報を実施機関に提供することについては、民生委員法（昭和23年法律第198号）第14条第1項第5号の「社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること」に該当し、民生委員の職務の目的内において実施機関へ提供するものであり、また、実施機関より民生委員に対する個人情報の収集については、生活保護法第22条の「民生委員はこの法律の施行について、市町村長、福祉事務所又は社会福祉主事の事務の執行に協力するもの」及び同法第29条の規定により実施している。

ウ 連合会の「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」においては、「援助開始時に民生委員等の主旨や義務、援助上想定される情報提供範囲、記録の保管管理等を本人へ説明し、包括的な同意を得る」こととされているが、援助開始時は生活保護支給決定時とされており、本件の場合には生活保護支給決定前であるため該当しない。

また、「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」は、連合会発行の「民生委員・児童委員のための学習資料：民生委員・児童委員活動と個人情報」の「ケーススタディ」をはじめとする様々な個人情報取り扱いの判断場面において、参考となる基本的な考え方や留意点を紹介し、民生委員等における学習資料の一層の活用を促すためのガイド的な意図で作成されたものである。

（5）個人情報の収集の制限

ア 「住民（世帯）画面」「住民（個人）画面」「市県民税個人課税台帳画面」に記載されている申立人以外の個人の児童手当、国民年金、国民健康保険、介護保険、税情報等については、生活保護支給決定において、市内在住の扶養義務者等の氏名、住所、所得内容等の確認を行うため、実施機関が独自に構築した住民情報オンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）から収集しており、実施機関におけるオンラインシステムの利用については、

平成11年3月31日付けの加古川市情報公開・個人情報保護審査会の答申により、条例第7条第1項第4号の「重要なもの又は異例に属するもので、実施機関が、審査会の意見を聞いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。」に該当することから利用又は提供を受けている。

イ 「住民（世帯）画面」「住民（個人）画面」「市県民税個人課税台帳画面」に記載されている扶養義務者等の児童手当、国民年金、国民健康保険、介護保険、税情報等については、生活保護支給決定に不必要な情報ではあるが、オンラインシステム上これらの情報と扶養義務者等の氏名、住所、所得内容等の生活保護支給決定に必要な情報を分離し、必要な情報のみを実施機関が利用するためには、現在のオンラインシステムの大規模な改修又は新たにオンラインシステムの構築が必要であり、それには多大な費用と時間が必要となる。

そのため、今後、実施機関におけるオンラインシステムの利用については、生活保護支給決定に必要な情報のみを保存するように事務改善を行う。

5 審査会の判断

(1) 本件決定について

ア 本件請求に対して、実施機関は、別表の公文書のうち「患者病状調査票」「戸籍等関係書類の発行について（依頼）」「改製原戸籍」「戸籍全部事項証明」「戸籍の附票全部証明」「住民票」「改製原戸籍の附票」「扶養援助依頼について（伺い）」「扶養届書」「送付封筒（返戻分）」「生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）」「証認記録票」「郵便貯金及び簡易保険等の調査依頼について（回答）」「生活保護法29条に基づく調査について（回答）」「調査結果について（回答）」「（生命保険会社等からの）回答」「生命保険契約の照会に関し回答の件」「加古川市福祉事務所 御中（第一生命保険相互会社）」「住民（世帯）画面」「住民（個人）画面」「市県民税個人課税台帳画面」「2.新規申請調査兼保護台帳」「扶養義務関係」「7.扶養義務者の状況」「ケース記録」以上25件の公文書については部分開示とし、これ以外の31件の公文書は開示したことが認められる。

イ 以下、部分開示とした決定の妥当性を検討する。

(2) 「患者病状調査票」「戸籍等関係書類の発行について（依頼）」「改製原戸籍」「戸籍全部事項証明」「戸籍の附票全部証明」「住民票」「改製原戸籍の附票」「扶養援助依頼について（伺い）」「扶養届書」「送付封筒（返戻分）」「生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）」「証認記録票」「調査結果について（回答）」「生命保険契約の照会に関し回答の件」「加古川市福祉事務所 御中（第一生命保険相互会社）」「住民（世帯）画面」「住民（個人）画面」「市県民税個人課税台帳画面」「扶養義務関係」「7. 扶養義務者の状況」「ケース記録」のうち、条例第16条第2号に該当するとして、不開示とした情報について

ア 不開示情報について

(ア) 「患者病状調査票」

「患者病状調査票」は、申立人の病状及び稼働能力等を確認するために、実施機関が指定医療機関に調査したものであり、当該公文書には、申立人の氏名、年齢、生年月日、住所、主治医意見等として申立人の傷病名又は部位、今後の診療見込及び検査結果等、稼働能力、治療見込、医療機関名及び主治医名、医療機関及び主治医の印影等の情報が記載されている。

これらのうち、申立人の氏名、年齢、生年月日、住所、主治医意見等として申立人の傷病名又は部位、今後の診療見込及び検査結果等、稼働能力、治療見込、医療機関名及び主治医名等は開示されたが、主治医の印影については条例第16条第2号に該当するとして、不開示とされたことが認められる。

(イ) 「戸籍等関係書類の発行について（依頼）」「改製原戸籍」「戸籍全部事項証明」「戸籍の附票全部証明」「住民票」「改製原戸籍の附票」

生活保護法においては、民法（明治29年法律第89号）に定める親族間の相互の扶養義務が優先されるため、申請者への生活保護支給決定を行うに際して、扶養義務者の確定を行うとともに、扶養義務者の扶養能力、扶養意思等を確認したうえで、扶養の能力がない場合等に適用されるものである。

「戸籍等関係書類の発行について（依頼）」は、本件においては、申立人の親族である扶養義務者の確認を行うために、実施機関が他市町に戸籍

等関係書類の発行を依頼したものであり、また、「改製原戸籍」「戸籍全部事項証明」「戸籍の附票全部証明」「住民票」「改製原戸籍の附票」は、「戸籍等関係書類の発行について（依頼）」に対して他市町が発行したものである。当該公文書には、申立人及び扶養義務者等の本籍地、氏名、生年月日、戸籍筆頭者、戸籍届出事項、続柄、身分事項、配偶者区分、出生日、出生地、届出日、届出人、送付を受けた日、受理者、住所、住定日、氏名カナ、性別、住民となった日、前住所地、住所を定めた年月日等の申立人及び扶養義務者等の戸籍及び住民基本台帳情報が記載されている。

これらのうち、申立人に係る戸籍及び住民基本台帳情報は開示されたが、申立人と戸籍及び住民票を異にする扶養義務者等の戸籍及び住民基本台帳情報については、条例第16条第2号に該当するとして、不開示とされたことが認められる。

(ウ) 「扶養援助依頼について（伺い）」「扶養届書」「送付封筒（返戻分）」

「扶養援助依頼について（伺い）」は、上記5（2）ア（イ）において確認した扶養義務者に対して、扶養義務者自身の扶養能力、扶養意思等を確認するために、実施機関が援助依頼を行ったものであり、また、「送付封筒（返戻分）」は、その際に送付した封筒の返戻分であり、「扶養届書」は、「扶養援助依頼について（伺い）」に対する扶養義務者からの回答である。当該公文書には、扶養義務者等の氏名、生年月日、住所、印影、電話番号、精神的な支援の可否、支援の開始時期、具体的な支援の内容及び頻度、金銭的な援助の可否、続柄、職業、勤務先、平均月収額、資産の状況、負債の状況、健康保険等の加入状況、郵便番号等の情報が記載されている。

これらの情報はすべて条例第16条第2号に該当するとして、不開示とされたことが認められる。

(エ) 「生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）」「証認記録票」「調査結果について（回答）」「生命保険契約の照会に関し回答の件」

「加古川市福祉事務所 御中（第一生命保険相互会社）」

生活保護支給決定にあたっては、申請者の預貯金及び生命保険等の有無が重要な判断事項となることから、実施機関は生活保護法第29条の規定に基づき、申請者の預貯金口座の有無及び残高等について、金融機関、郵

便局、貯金事務センター、生命保険会社等（以下「金融機関等」という。）に調査の依頼を行っている。当該公文書には、申立人及び申立人の同一世帯人の氏名、氏名カナ、生年月日、住所、預金口座の有無、名義人氏名、預貯金の種類、口座番号、貯金記号番号、残高、生命保険証券番号、調査先の金融機関等の住所、郵便番号、会社名、代表者名、電話番号、印影、金融機関等担当者の氏名、印影等の情報が記載されている。

これらのうち、申立人及び申立人の同一世帯人の氏名、氏名カナ、生年月日、住所、預金口座の有無、名義人氏名、預貯金の種類、口座番号、貯金記号番号、残高、生命保険証券番号、調査先の金融機関等の住所、郵便番号、会社名、代表者名、電話番号等は開示されたが、金融機関等担当者の氏名、印影については、条例第16条第2号に該当するとして、不開示とされたことが認められる。

(オ) 「住民（世帯）画面」「住民（個人）画面」「市県民税個人課税台帳画面」

「住民（世帯）画面」「住民（個人）画面」は、上記5（2）ア（イ）と同様に、市内に居住する申立人及び申立人の同一世帯人、扶養義務者に係る住民基本台帳情報を実施機関がオンラインシステムで調査したものであり、当該公文書には、申立人及び申立人の同一世帯人、扶養義務者の氏名、郵便番号、住所コード、世帯コード、住所、地域名・コード、住民区分、住民コード、氏名カナ、生年月日、性別、続柄、備考、異動年月日、住民日、住無日、児童手当開始月及び終了月、学校区、国民年金番号・取得日・喪失日、国民健康保険記番・取得日・喪失日、介護保険番号等、選挙投票区・転届日・登録日、前住所地等の住民基本台帳情報が記載されている。

また、「市県民税個人課税台帳画面」は、市内に居住する申立人及び申立人の同一世帯人、扶養義務者の所得情報を実施機関がオンラインシステムで調査したものであり、当該公文書には、申立人及び申立人の同一世帯人、扶養義務者の氏名、氏名カナ、住所、電話番号、性別、収納キー番号、扶住民コード、課税年度、生年月日、世帯コード、住民区分、住所コード、課税区分、徴収区分、申告等区分、所得区分・金額、控除区分・金額、扶養区分・控除区分・金額等、特別徴収月割額・合計額、普通徴収期割額・

合計額、年税額、減免額等の所得情報が記載されている。

これらのうち、申立人及び申立人の同一世帯人に係る住民基本台帳情報及び所得情報は開示されたが、扶養義務者に係る住民基本台帳情報及び所得情報については、条例第16条第2号に該当するとして、不開示とされたことが認められる。

(カ) 「扶養義務関係」「7.扶養義務者の状況」「ケース記録」

「扶養義務関係」は、上記5(2)ア(イ)及び(オ)の調査により判明した扶養義務者の関係図を記載したものであり、当該公文書には、扶養義務者の氏名、続柄、生年月日、扶養番号の情報が記載されている。

また、「7.扶養義務者の状況」は、上記5(2)ア(イ)及び(ウ)、(オ)の調査又は依頼により判明した扶養義務者の状況を実施機関が表にまとめたものであり、当該公文書には、扶養義務者の氏名、生年月日、続柄、郵便番号、住所、扶養控除の有無、援助の有無、援助の内容の情報が記載されている。

「ケース記録」は、生活保護申請に伴う、申請者の申請理由、所得・資産等の調査、扶養義務者の調査・援助依頼、申請者への指導・助言等の対応内容等を実施機関が記録したものであり、当該公文書には、生活保護申請・受理年月日、生活保護申請の理由、申立人及び申立人の同一世帯人への指導・助言等の対応内容、上記5(2)ア(ア)及び(イ)、(ウ)、(エ)の調査・依頼に関する内容、新規ケース検討会の内容等が記載されている。

これらのうち、生活保護申請・受理年月日、生活保護申請の理由、申立人及び申立人の同一世帯人への指導・助言等の対応内容、上記5(2)ア(ア)及び(イ)、(ウ)、(エ)の調査・依頼に関する内容、新規ケース検討会の内容等は開示されたが、扶養義務者の氏名、続柄、生年月日、扶養番号、郵便番号、住所、扶養控除の有無、援助の有無、援助の内容の情報については、条例第16条第2号に該当するとして、不開示とされたことが認められる。

(キ) 条例第16条第2号に該当するとして、不開示とされた上記の情報を類別すると、以下のとおりである。

a 扶養義務者等の戸籍及び住民基本台帳情報

扶養義務者等の本籍地、氏名、生年月日、戸籍筆頭者、戸籍届出事項、続柄、身分事項、配偶者区分、出生日、出生地、届出日、届出人、送付を受けた日、受理者、住所、住定日、氏名カナ、性別、住民となった日、前住所地、住所を定めた年月日等の情報

b 扶養義務者等の戸籍及び住民基本台帳情報転記情報・扶養義務者届出情報

扶養義務者等の戸籍及び住民基本台帳情報から転記された扶養義務者等の氏名、住所、生年月日、本籍地等、又は扶養義務者からの扶養届書に記載された扶養義務者等の氏名、生年月日、住所、印影、電話番号、続柄、生年月日、職業、勤務先等の情報

c 金融機関等担当者の氏名、印影

d 扶養義務者等に関する情報（上記5（2）ア（キ）a及びbを除く）

扶養義務者等の精神的な支援の可否、支援の開始時期、具体的な支援の内容及び頻度、金銭的な援助の可否、平均月収額、資産の状況、負債の状況、健康保険等の加入状況、郵便番号、住所コード、世帯コード、地域名・コード、住民区分、住民コード、備考、異動年月日、住民日、住無日、児童手当開始月及び終了月、学校区、国民年金番号・取得日・喪失日、国民健康保険記番・取得日・喪失日、介護保険番号等、選挙投票区・転届日・登録日、収納キー番号、扶住民コード、課税年度、課税区分、徴収区分、申告等区分、所得区分・金額、控除区分・金額、扶養区分・控除区分・金額等、特別徴収月割額・合計額、普通徴収期割額・合計額、年税額、減免額、扶養番号、扶養控除の有無、援助の有無、援助の内容等の情報

e 主治医の印影

（ク）以下、この類別毎に、条例第16条第2号の該当性を判断する。

イ 条例第16条第2号（第三者個人情報）の該当性について

（ア）条例第16条は、実施機関に保有個人情報の開示義務を課し、原則開示の基本原則を示したうえで、例外的に不開示とすることのできる場合を限定列挙している。そして同条第2号は「開示請求者以外の個人に関する情報（略）」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に

より開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（以下「第三者個人識別情報」という。）と、「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」（以下「第三者権利利益侵害情報」という。）を不開示とすることのできる情報と規定している。

なお、同条第2号の規定の例外として、「ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認める情報」「ウ 当該個人が（略）当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示とすることのできる情報から除くことを規定している。

（イ） 第三者個人識別情報の該当性について

a 扶養義務者等の戸籍及び住民基本台帳情報

扶養義務者等の戸籍及び住民基本台帳情報については、戸籍法第10条第1項、住民基本台帳法第12条第2項及び第20条第1項において、何人でも交付の請求をすることができる」と規定されているが、当該法令の規定や運用等により、実質的に何人にも交付の請求を認めているものではない。

また、近年の自己情報を他人に知られたくないという意識の高まりや個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行等から、平成19年5月11日に戸籍法が、平成19年6月6日に住民基本台帳法が一部改正され、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合を制限するなどの法的規定がなされ、二法とも平成20年5月1日に施行されていることから、交付の請求が無制限に認められないものであることは明らかである。

さらに、生活保護制度における申請者と扶養義務者という関係であっても、実施機関が主張するように申請者が認知しない扶養義務者等の存

在も認められ、また、申請者に存在を知られたくない扶養義務者等がいることや知られたくない情報も含まれていることが認められる。

従って、扶養義務者等の戸籍及び住民基本台帳情報は、扶養義務者等の開示の同意がない限り、条例第16条第2号アからウのいずれにも該当せず、第三者個人識別情報に該当し、不開示とした決定は妥当である。

b 扶養義務者等の戸籍及び住民基本台帳情報転記情報・扶養義務者届出情報

扶養義務者等の戸籍及び住民基本台帳情報転記情報・扶養義務者届出情報については、扶養義務者等を特定できる情報であり、上記5(2)イ(イ)aで認定したように、扶養義務者等の開示の同意がない限り、第三者個人識別情報に該当し、不開示とした決定は妥当である。

c 金融機関等担当者の氏名、印影

金融機関等担当者の氏名、印影については、生活保護法第29条の規定に基づく実施機関からの調査に対する回答書等に記載又は押捺されたものであり、当該情報を開示することにより、既に開示されている調査先の金融機関等の名称と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められるため、金融機関等担当者の氏名、印影は、第三者個人識別情報に該当し、不開示とした決定は妥当である。

(ウ) 第三者権利利益侵害情報の該当性について

d 扶養義務者等に関する情報

扶養義務者等に関する情報については、扶養義務者等を特定できる情報ではないが、扶養義務者の申請者への支援・援助の可否やその内容・方法等、また、扶養義務者等の所得状況や資産状況、負債状況等の情報であり、これらの情報は、申請者と扶養義務者という関係であっても、知られたくないと考えられる情報であり、当該情報を開示することにより、なお扶養義務者等の権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、扶養義務者等に関する情報は、扶養義務者等の開示の同意がない限り、条例第16条第2号アからウのいずれにも該当せず、第三者権利利益侵害情報に該当し、不開示とした決定は妥当である。

e 主治医の印影

主治医の印影については、生活保護法第29条の規定に基づく実施機関からの調査に対する調査票に押捺されたものであるが、通常、診断書等に押捺される主治医の印章と同じものであり、実印や銀行印に使用する印章を当該調査票に押捺することはないと考えられることから、当該印影を開示することにより、なお主治医個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められず、実印や銀行印としての使用が認められる印影を除き、主治医の印影は開示が相当である。

- (3) 「患者病状調査票」「生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）」「郵便貯金及び簡易保険等の調査依頼について（回答）」「生活保護法29条に基づく調査について（回答）」「調査結果について（回答）」「（生命保険会社等からの）回答」のうち、条例第16条第3号に該当するとして、不開示とした情報について

ア 不開示情報について

(ア) 「患者病状調査票」は、上記5(2)ア(ア)の記述のとおりで、当該公文書のうち、医療機関の印影については、条例第16条第3号に該当するとして、不開示とされたことが認められる。

(イ) 「生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）」「郵便貯金及び簡易保険等の調査依頼について（回答）」「生活保護法29条に基づく調査について（回答）」「調査結果について（回答）」「（生命保険会社等からの）回答」は、上記5(2)ア(エ)の記述のとおりで、当該公文書のうち、金融機関等の印影については、条例第16条第3号に該当するとして、不開示とされたことが認められる。

イ 条例第16条第3号（法人情報）の該当性について

(ア) 条例第16条第3号は「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示とすることのできる情報と規定している。

(イ) 本号の該当性について

医療機関及び金融機関等の印影については、生活保護法第29条の規定に基づく実施機関からの調査に対する回答書等に押捺されたものである

が、通常、契約や銀行取引に使用する医療機関及び金融機関等の内部管理に属する印章を当該回答書等に押捺することはないと考えられることから、当該印影を開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、契約や銀行取引に使用されると認められる印影を除き、医療機関及び金融機関等の印影は開示が相当である。

(4) 「2. 新規申請調査兼保護台帳」のうち、条例第16条第8号に該当すると
して、不開示とした情報について

ア 不開示情報について

(ア) 「2. 新規申請調査兼保護台帳」は、生活保護申請に伴う、申請者の世帯認定及び稼働能力状況、訪問調査時の家庭内部状況・特徴、民生委員の意見等を実施機関が記録したものであり、当該公文書には、申立人の氏名、住所、本籍地、電話番号、申立人及び申立人の同一世帯人の氏名、続柄、性別、生年月日、学歴、職業等、心身状況、稼働能力、家庭内部状況・特徴、民生委員の氏名、地区名、電話番号、意見等の情報が記載されている。

このうち、申立人の氏名、住所、本籍地、電話番号、申立人及び申立人の同一世帯人の氏名、続柄、性別、生年月日、学歴、職業等、心身状況、稼働能力、家庭内部状況・特徴、民生委員の氏名、地区名、電話番号等は開示されたが、民生委員の意見については、条例第16条第8号に該当するとして、不開示とされたことが認められる。

イ 条例第16条第8号（事務事業執行情報）の該当性について

(ア) 条例第16条第8号は「監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とすることのできる情報と規定している。

(イ) 本号の該当性について

民生委員の意見については、生活保護法第22条及び第29条の規定に基づく実施機関からの調査に対して、申請者の生活状態等を把握している

民生委員の率直な意見を記録したものであり、当該情報を開示することにより、民生委員からの率直な意見が求められなくなる可能性があり、民生委員の活動の萎縮が考えられ、当該調査を実施した成果が予定通り得られなくなることから、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、民生委員の意見は、条例第16条第8号に該当し、不開示とした決定は妥当である。

(ウ) 申立人が主張するように、生活保護支給決定前であることを理由に、申請者の同意を得ずに民生委員の意見を聞くことは、個人情報保護という観点から不適切と考えられることから、今後、実施機関において、生活保護申請時に民生委員の意見を聞く場合は、条例の趣旨に鑑み、申請者の同意を得たうえで実施することが望ましいと思われる。

6 結語

以上の次第であるから、当審査会は「1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

7 付記

オンラインシステムにおける個人情報の収集については、平成11年3月31日付けで当審査会より、条例第7条第1項第4号に該当することから、オンラインシステムの利用又は提供に同意するとの答申を行っており、当該答申における留意事項として、「オンライン結合を含めた電子計算機処理に係る個人情報については、不可視の状態、大量の情報を短時間に処理することとなるため、その危険性を十分に認識し、より一層の保護に努めるよう心がけること。」を条件としている。

しかしながら、実施機関におけるオンラインシステムからの個人情報の収集については、当該答申の留意事項を十分に認識しておらず、また、条例第6条第1項において、個人情報を収集するときは、収集目的の達成のために必要な範囲で収集しなければならず、生活保護支給決定に不要な個人情報までを収集・保存していることは不適切な行為である。

一方で、オンラインシステムにおける生活保護支給決定に必要な情報と不要な情

報を分離するためには、オンラインシステムの大規模改修又は新規構築が必要であり、非常に困難であることも理解できる。

また、既に実施機関において、生活保護事務の目的の達成のために必要最小限の範囲内で、個人情報を収集・保存するように事務改善を行なっているとのことであるが、今後も市民の権利利益が保護されるように、より一層の個人情報の適正な取り扱いに努められたい。

(参 考)

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成 19 年 12 月 10 日	第 34 回 審 査 会	・ 諮問書を受理
平成 19 年 12 月 25 日	—	・ 実施機関から理由説明書を受理
平成 20 年 1 月 31 日	—	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 20 年 3 月 4 日	第 35 回 審 査 会	・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
平成 20 年 3 月 26 日	第 36 回 審 査 会	・ 異議申立人等からの口頭意見陳述 ・ 審議
平成 20 年 4 月 22 日	第 37 回 審 査 会	・ 審議
平成 20 年 5 月 20 日	第 38 回 審 査 会	・ 審議
平成 20 年 6 月 26 日	—	・ 答申

別表 保有個人情報開示請求に対する決定に係る特定公文書及び不開示情報等

No.	公文書名	分類	決定	不開示理由（不開示情報）
1	保護決定調書（取下） 〃（却下）	取下分 却下分	開示	
2	生活保護申請者の病状について（依頼）	取下分 却下分	開示	
3	患者病状調査票	取下分 却下分	部分開示	3号該当（医療機関の印影） 2号該当（主治医の印影）
4	戸籍等関係書類の発行について（依頼）	取下分 却下分	部分開示	2号該当（申立人以外の個人の本籍地、氏名、生年月日、戸籍筆頭者）
5	改製原戸籍	取下分 却下分	部分開示	2号該当（申立人以外の個人の本籍地、氏名、戸籍届出事項、続柄、出生年月日）
6	戸籍全部事項証明	取下分 却下分	部分開示	2号該当（申立人以外の個人の本籍地、氏名、身分事項、生年月日、配偶者区分、続柄、出生日、出生地、届出日、届出人、送付を受けた日、受理者等）
7	戸籍の附票全部証明	取下分 却下分	部分開示	2号該当（申立人以外の個人の本籍地、氏名、住所、住定日）
8	住民票	取下分 却下分	部分開示	2号該当（申立人以外の個人の氏名、氏名カナ、住所、生年月日、性別、続柄、住民となった日、本籍地、筆頭者、前住所地、届出日等）
9	改製原戸籍の附票	却下分	部分開示	2号該当（申立人以外の個人の本籍地、氏名、住所、住所を定めた年月日）
10	扶養援助依頼について（伺い）	取下分 却下分	部分開示	2号該当（申立人以外の個人の氏名、生年月日、住所）
11	扶養届書	取下分 却下分	部分開示	2号該当（申立人以外の個人の住所、氏名、印影、電話番号、精神的な支援の可否、支援の開始時期、具体的な支援の内容及び頻度、金銭的な援助の可否、続柄、生年月日、職業、勤務先、平均月収額、資産の状況、負債の状況、健康保険等の加入状況等）
12	送付封筒（返戻分）	取下分 却下分	部分開示	2号該当（申立人以外の個人の郵便番号、住所、氏名）
13	預貯金・生命保険等の調査について（伺い）	取下分 却下分	開示	
14	生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）	取下分 却下分	部分開示	2号該当（金融機関等担当者の印影） 3号該当（金融機関等の印影）
15	証認記録票	取下分 却下分	部分開示	2号該当（金融機関等担当者の氏名）
16	郵便貯金及び簡易保険等の調査依頼について（回答）	取下分 却下分	部分開示	3号該当（金融機関等の印影）
17	生活保護法29条に基づく調査について（回答）	取下分	部分開示	3号該当（金融機関等の印影）

18	調査結果について (回答)	取下分 却下分	部分開示	2号該当 (金融機関等担当者の印影) 3号該当 (金融機関等の印影)
19	(生命保険会社等 からの) 回答	取下分 却下分	部分開示	3号該当 (金融機関等の印影)
20	生命保険契約の照会 に関し回答の件	取下分	部分開示	2号該当 (金融機関等担当者の印影)
21	加古川市福祉事務 所 御中 (第一生命 保険相互会社)	取下分 却下分	部分開示	2号該当 (金融機関等担当者の氏名)
22	被保険者記録照会 回答票	取下分	開示	
23	生活保護法による 保護申請の取下げ について (届出)	取下分 却下分	開示	
24	領収書	取下分	開示	
25	水道管理画面	取下分	開示	
26	住民 (世帯) 画面	取下分 却下分	部分開示	2号該当 (申立人以外の個人の氏名、郵便番号、 住所コード、世帯コード、住所、地域名・コード、 住民区分、住民コード、氏名カナ、生年月 日、性別、続柄、備考)
27	住民 (個人) 画面	取下分 却下分	部分開示	2号該当 (申立人以外の個人の住民区分、氏名、 氏名カナ、郵便番号、住所コード、異動年月日、 住所、地域名・コード、生年月日、性別、続柄、 住民日、住無日、住民コード、世帯コード、児 童手当開始月及び終了月、学校区、国民年金番 号・取得日・喪失日、国民健康保険記番・取得 日・喪失日、介護保険番号等、選挙投票区・転 届日・登録日、前住所地等)
28	市県民税個人課税 台帳画面	取下分 却下分	部分開示	2号該当 (申立人以外の個人の氏名、氏名カナ、 住所、電話番号、性別、収納キー番号、扶住民 コード、課税年度、生年月日、世帯コード、住 民区分、住民コード、課税区分、徴収区分、申 告等区分、所得区分・金額、控除区分・金額、 扶養区分・控除区分・金額等、特別徴収月割額・ 合計額、普通徴収期割額、合計額、年税額、 減免額等)
29	軽自動車税・課税台 帳画面	取下分 却下分	開示	
30	生活保護法による 保護申請書	取下分 却下分	開示	
31	収入申告書	取下分 却下分	開示	
32	給与支払明細書	取下分 却下分	開示	
33	資産報告書	取下分 却下分	開示	
34	家賃・地代証明書	取下分 却下分	開示	
35	扶養義務者申告書	取下分 却下分	開示	
36	同意書	取下分	開示	

		却下分		
37	1. 面接記録票	取下分 却下分	開示	
38	2. 新規申請調査兼 保護台帳	取下分 却下分	部分開示	8号該当（民生委員の意見）
39	3. 他法の状況	取下分 却下分	開示	
40	4. 資産の状況	取下分 却下分	開示	
41	5. 保護の要否判定	取下分 却下分	開示	
42	6. 手持金認定及び 開始時日割り計算 《参考》	取下分 却下分	開示	
43	扶養義務関係	取下分 却下分	部分開示	2号該当（申立人以外の個人の氏名、続柄、生 年月日、扶養番号）
44	7. 扶養義務者の状 況	取下分 却下分	部分開示	2号該当（申立人以外の個人の氏名、生年月日、 続柄、郵便番号、住所、扶養控除の有無、援助 の有無、援助内容）
45	ケース記録	取下分 却下分	部分開示	2号該当（申立人以外の個人の氏名）
46	保護申請却下通知 書	却下分	開示	
47	保護申請却下通知 書送付文	却下分	開示	
48	連絡票	却下分	開示	
49	文書処理カード	却下分	開示	
50	上申書	却下分	開示	
51	生活保護申請書 様 式第13号（第4条 関係）	却下分	開示	
52	資産申告書（別添 1）	却下分	開示	
53	収入申告書（別添 2）	却下分	開示	
54	同意書（別添3）	却下分	開示	
55	封筒（加古川市福祉 事務所長様）	却下分	開示	
56	新規申請ケース検 討	却下分	開示	

※ 分類の「取下分」とは生活保護申請が取下げとなった案件の公文書、「却下分」とは生活保護申請が却下された案件の公文書のことをいう。